

第四章

セントクリストファー・ ネービス

1. 国概要

1.1. 国土・気候

セントクリストファー・ネイビス国は東カリブ地域に位置し、人口約 476,657 人¹（2022 年、世銀）、国土面積 262km²（西表島とほぼ同じ）を抱え、北西側のセント・キッツ島と、南東側のネイビス島の 2 島から成り、西はカリブ海、東は大西洋に囲まれた島嶼国である。

首都はセント・キッツ島のバセテール、ネイビス島の主要都市はチャールズタウンである。

セント・キッツ島は火山島で、標高 1,156m の休火山ミゼリー山がある。島の最南端にはグレート・ソルト湖がある。山がちな島だが、島の南部には平地もあり人口が集中している。島の北部は山がちで火山性の黒浜の海岸が多い。

ネイビス島も火山島で休火山の標高 985m のネイビス山があり、島の周囲は珊瑚礁が多い。

気候は、熱帯海洋性気候で、北東貿易風により一年中快適な気候で、極端な雨季や乾季はない（図 1）。

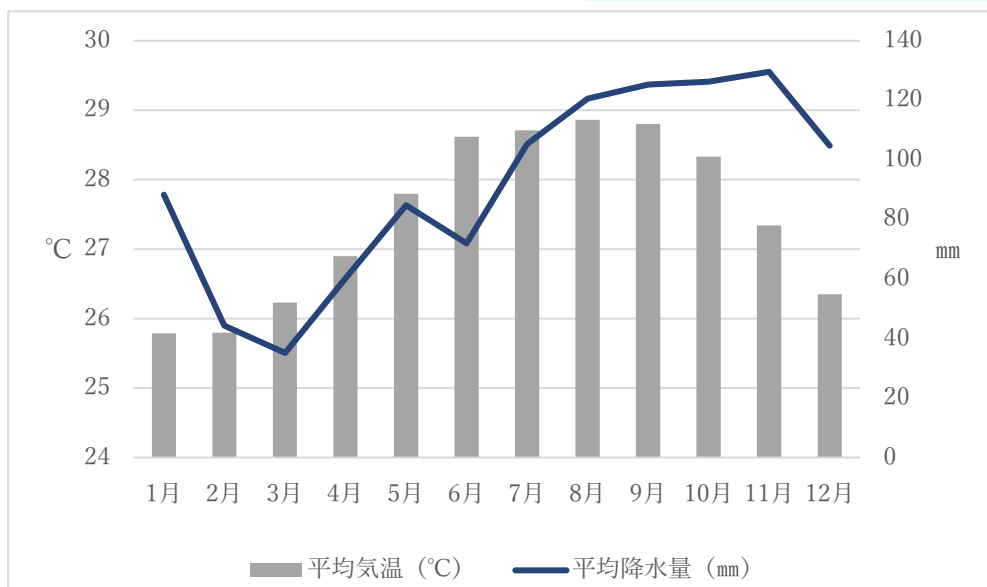


図 1 年間平均気温と降水量

（出典：世界銀行 climate change knowledge portal²）

¹世界銀行2022年https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?end=2022&locations=KN&name_desc=true&start=1960&view=chart

²Antigua and Barbuda - Summary | Climate Change Knowledge Portal (worldbank.org)

1.2. 社会・政治

1493年にコロンブスによって「発見」され、1623年にイギリス人による植民が開始された。セントクリストファー島は英領西インド諸島における最初の英国植民地であり、ここを拠点に他の島々への植民を行っていた。1624年にはフランスも植民を開始し、その後17世紀にかけて再三にわたり領有権をめぐって争いが繰り広げられたが、1783年のベルサイユ条約により、ようやく英領となることが確定し、1871年にはアンギラ島が、1882年にはネービス島がセントクリストファーの植民地政府の管轄下に置かれた。1958年に英領西インド諸島連邦が結成されると、セントクリストファーは他の英領諸島とともにこれに編入されたが、同連邦が62年に解体すると、1967年、セントクリストファー・ネービス及びアンギラとして英国の自治領となった。

しかし、これを嫌うアンギラで分離運動が激化し、1980年アンギラは分離、1983年9月19日、セントクリストファー・ネービス（以下セント・キッツ）として独立した。同国の政治体制、司法制度、防衛体制は以下表の通りである。

政体	英国国王チャールズ3世を元首とする立憲君主国 王権の代行は総督（総督：タプリー・シートン）
立法府	一院制議会
議席数	14（15）議席
任期	5年
政党議席数	セントキッツ・ネービス労働党（SKNLP）：6 市民有志運動（CCM）：3 国民行動党（PAM）：1 人民労働党（PLP）：1 ネービス改革党（NRP）：0 議員11名は普通選挙により選出（8名はセント・キッツ島、3名はネービス島から選出）され、選任議員3名は総督に任命される。司法長官が選任議員の中から任命された場合、選任議員の総督推薦枠が1名増員する。
行政府	中央：議院内閣制 地方：ネービス島は独自の議会、首相、自治内閣を持つ
司法制度	治安判事裁判所(Magistrate's Court) 高等裁判所 (High Court) 控訴裁判所 (Court of Appeal) 英国枢密院 (Privy Council)
防衛	国防軍（歩兵部隊と沿岸警備隊含む）

1.3. 経済

セント・キッツの GDP 総額は約 10 億米ドルだが（表 1）、人口が約 5 万人であり、一人あたりの所得額（GNI）は 20,020 米ドル¹（2022 年、世銀）と東カリブ諸国 6 ヶ国の中では最も高く、高所得国に分類されている。

GDP 成長率は、2017 年を除きプラス成長だったが、2020 年は他カリブ諸国同様、コロナ禍により基幹産業である観光産業の大幅な減少により、前年比マイナス 14%（表 2）と大きな落ち込みとなった。

伝統的には農業、特に砂糖生産に大きく依存しており、2005 年に砂糖産業から観光業中心の経済に推移してきた。しかし、2008 年の世界金融危機の影響を受け、多額の債務を抱え、厳しい経済状態が続いていた。小規模経済を補完するためにカリブ共同体及び東カリブ諸国機構の両方に加盟し、小島嶼国間の結束力の強化を図っている。

経済は、観光産業と投資による市民権取得プログラム（CIP）という外部要因に大きく左右される部門に強く依存しているため、マクロ経済の安定性を確保するためには、長期的視点に立った経済構造の改革が求められている。観光産業は近年金融危機の影響による低迷から徐々に回復していたが、2020 年のコロナ禍では、人の移動の制約を強いられたことから、セント・キッツ経済に過去にない程の大打撃を与えた。

また、他カリブ諸国と同様に、自然災害や気候変動の影響に対し脆弱な地域であり、特に毎年のように発生するハリケーンは時に甚大な被害を与えてきた。

表 1 GDP 総額（単位：億米ドル）*推定値

年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023*
GDP 総額	10.58	10.67	11.07	8.84	8.59	9.66	10.69

（出典：IMF World Economic Outlook Database October 2023）

表 2 実質 GDP 成長率（単位：%）*推定値

年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023*
成長率	0.017	2.053	4.05	▲14.56	▲0.891	8.823	4.899

（出典：IMF World Economic Outlook Database October 2023）

なお、セント・キッツは 2014 年に ODA 卒業国となっているが、我が国は同国を開発途上地域に指定しているため、JICA の無償資金協力を含め ODA を供与することは手続き的には可能となっている。

¹ GNI per capita, Atlas method (current US\$) - St. Kitts and Nevis | Data (worldbank.org)

2. 水産業の現状

2.1. 水産業概要

セントクリストファー・ネービス国家水産政策(案) 2020～2035¹によると、同国の開発目標は「自国の沿岸及び海洋資源により、ブルーエコノミーの可能性を最大限に引き出し、現在および将来の世代の利益のために、気候変動対策に取り組み、海洋生態系を保全し、自然及び文化遺産を継承すべく、持続可能な方法で資源を管理する」とある。この開発目標の達成のために必要な期待される成果として以下の8点を挙げている。

1. 海洋資源利用へのアクセスと権利が保証される
2. 沿岸及び沖合領海内での人的活動の監視・制御・対応が可能になる
3. 生態系が保全され改善される
4. 持続可能な社会経済発展が達成される
5. 沿岸・海洋利用計画と沿岸・海洋資源管理計画が承認され実施される
6. 海洋管理に関する一般市民の気付きと参加が増加し、幸福に寄与する
7. 自然災害と気候変動に関する脆弱性が克服される
8. 確固たる証拠に基づく意思決定がされる

また、同国海洋資源部のホームページ²によると、2010年以降、海洋資源部は漁業管理手法を生態系のあらゆる相互作用を考慮する生態系ベース漁業管理（Ecosystem Based Management）へと移行してきた。海洋資源部は生態系ベース漁業管理を実現していくために（1）域内の海洋管理区設定のための法整備と効果的施行、（2）養殖、（3）FADs（浮漁礁）漁業の3つのアプローチをとっている。

海洋管理区設定により水棲生物の生息地保全区域を設定（法的に沿岸2マイル以内の海域を利用方法によって区域分けを設定）するとともに資源の持続的有効利用手法を組み合わせた漁業管理アプローチをとっている。養殖は魚類や甲殻類の養殖デモンストレーションセンターの設置を計画したり、オゴノリ類養殖の実証試験を行なったりしているが、振興策は途についたばかりと言えよう。さらに、沖合へのFADs（浮漁礁）の設置によりサンゴ礁域の漁獲圧を軽減させるとともに未利用魚種の開発を促進し、食料安全保障の強化を図っている。

¹ SAINT KITTS AND NEVIS NATIONAL OCEAN POLICY(Draft) November 2019

² Department of Marine Resources, St. Kitts and Nevis <https://dmrskn.com/about/>

2.2. 漁業生産量と輸出入量

漁業生産量は 2015 年に 10 万トンを超え、その後 6 万～8 万トンで推移していたが、2018 年～2021 年の急激な数値の落ち込みについてはセント・キッツ海洋資源部に直接確認したところ、2018 年から 2021 年の FAO のデータは実態とは異なる旨回答があった（図 2）。

なお、同国において水産物の養殖は産業化に至る手前の準備段階であるため、これに関するデータは存在しない。

水産物需要を補うために毎年 500～900 トンの水産物が輸入されており（図 3）、その輸入総額は 260 万～450 万ドルに及び大きな輸入超過になっている（図 4）。

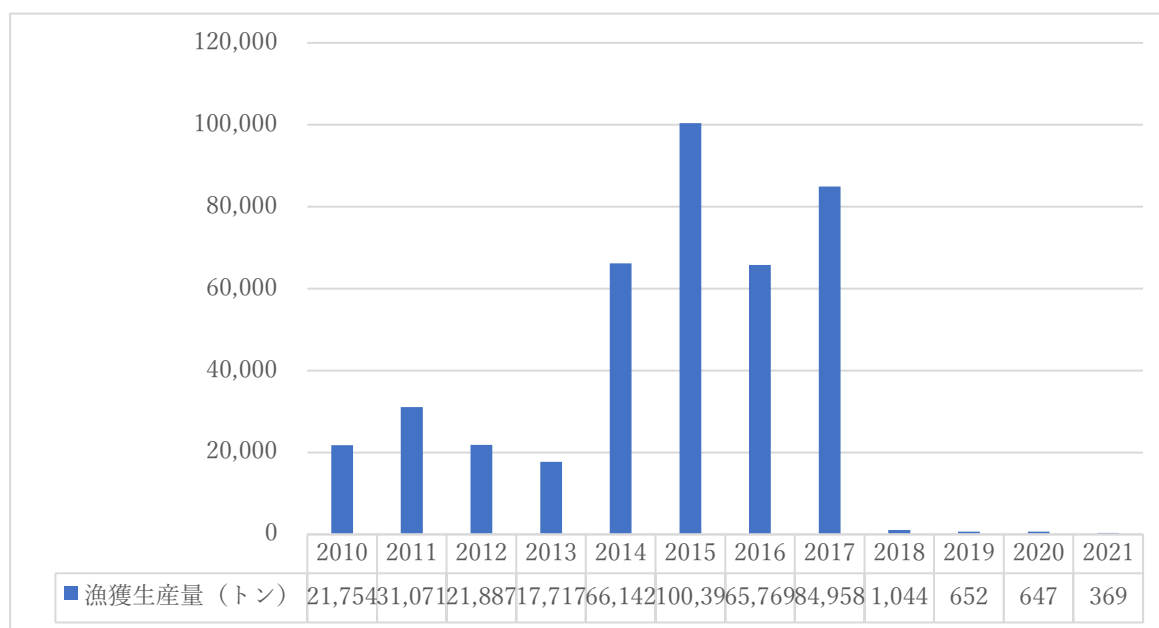


図 2 漁獲生産量の推移（単位：トン）

（出典：FAO Fisheries & Aquaculture - Statistical Query Panel ）

（注）2018 年から 2021 年の数値に関しては、セント・キッツ海洋資源職員に整合性を確認したところ、実態とは異なる旨回答があった。

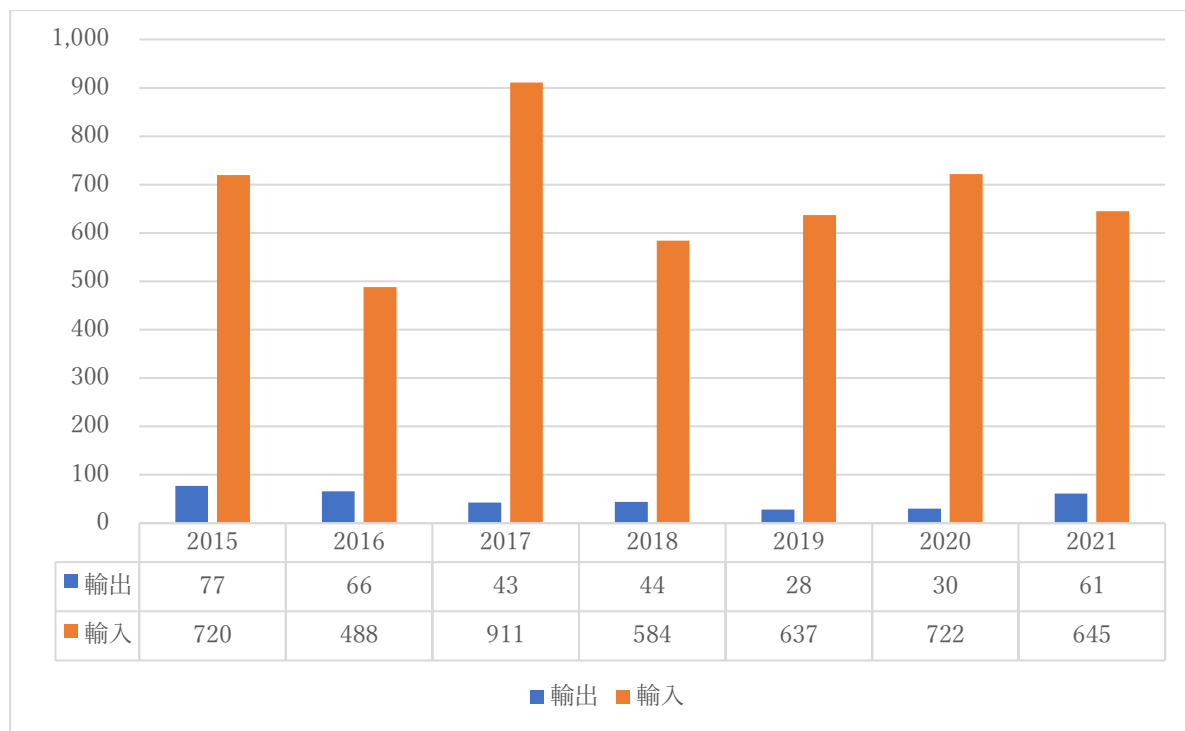


図3 水産物年間輸出入量の推移（単位：トン）
（出典：FAO Fisheries & Aquaculture - Statistical Query Panel ）

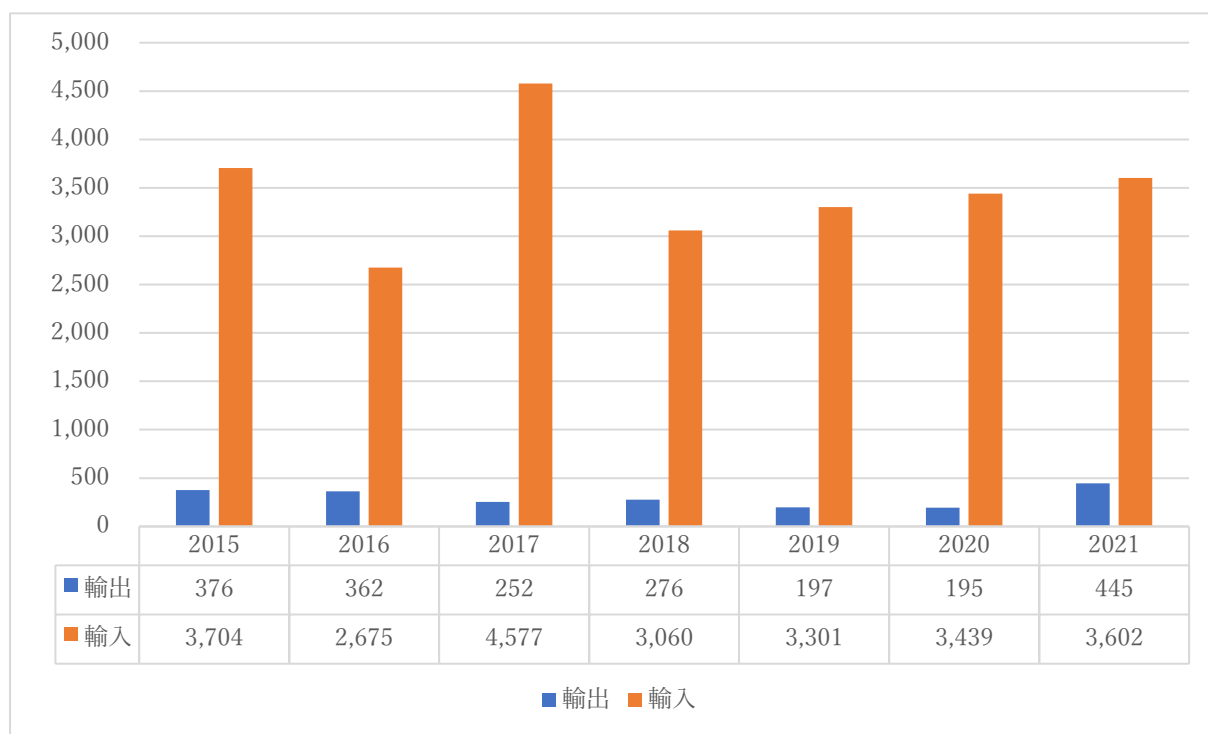


図4 水産物年間輸出入額の推移（単位：千米ドル）
（出典：FAO Fisheries & Aquaculture - Statistical Query Panel ）

2.3. 水産行政

セントクリストファー・ネービスはセント・キッツ島（図 5）とネービス島（図 6）の両島に自治内閣が存在し、それに付随し関連政府組織が存在している。国家の代表として国際会議等で発言するのは本島であるセント・キッツ島の大臣であるが、政策決定に関しては両島の関係組織間で連携を図り協議している。

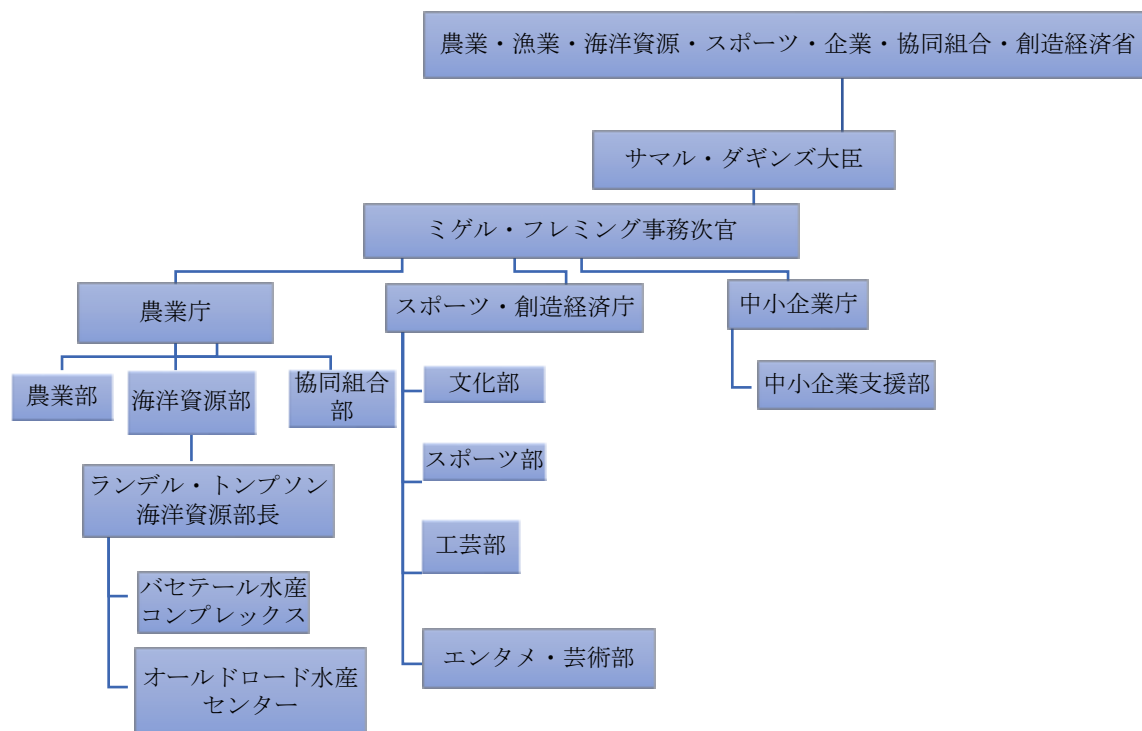


図 5 セント・キッツ島農業・漁業・海洋資源・スポーツ・企業・協同組合・創造経済省組織図

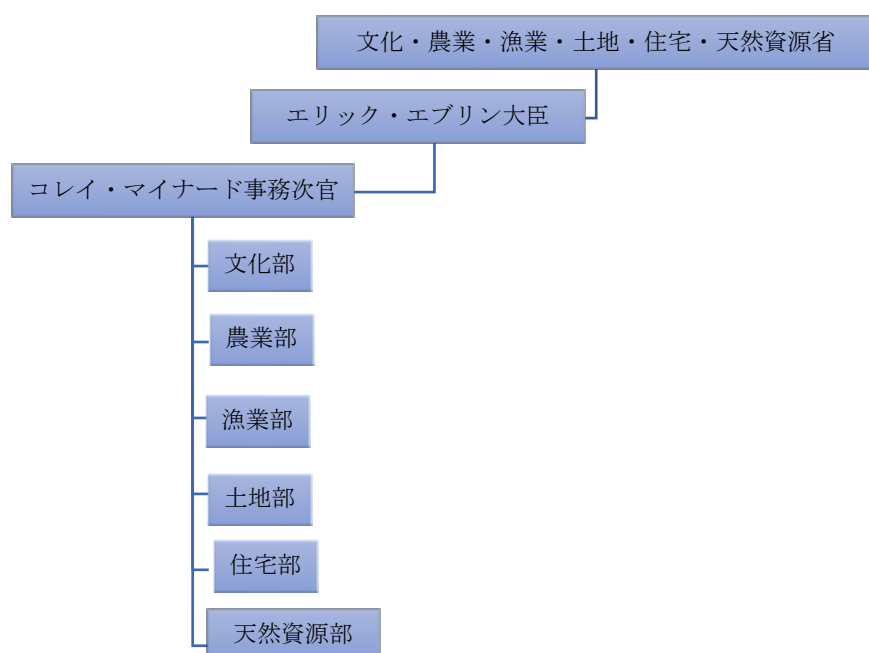


図 6 ネービス島文化・農業・漁業・土地・住宅・天然資源省組織図

2.4. セントクリストファー・ネービス政府から日本に対する開発支援の要望

今回の調査にあたり、海洋資源部から日本政府に対する要望として下記事項が提示された。

	要望／内容	目的	背景	設備/研修	期待される成果
1	養殖産業の発展	(1)食料安全保障 (2)水産物の輸入量を減らし地元海産物の国内供給の増加	水産物の輸入超過が国家財政を圧迫し、食料安全保障を脅かしている	養殖設備ラボ（マナガツオ類、手長エビ類、サヨリ類）運営・加工場、運搬車両、視覚聴機能付き研修室、能力構築研修	輸入量削減という国家目標への貢献
2	サンディ・ポイント水産コンプレックス	漁業の産業化と地域コミュニティの動員 ハリケーン災害復興	登録漁船 12 隻、漁民 85 名はハリケーン被害以降水産設備がない状態での操業を強いられている	船着場、棧橋 水産センター建設	地域における漁業復興と漁民の収入増加
3	ディエップ・ベイ水産コンプレックス	漁業の産業化と地域コミュニティの動員 ハリケーン災害復興	登録漁船 17 隻、漁民 125 名と島内上位の水揚げ場だが、水産物販売協同組合がハリケーンで倒壊したままである	水産センター建設	地域における漁業復興と漁民の収入増加
4	バセテール防波堤拡張	より多数の船の停泊を可能にする	漁港混雑	棧橋、浚渫機、岸壁、電力、水供給	水揚げ量向上、漁民の収入向上
5	船着場と棧橋（ネービス島）	ネービス島漁民の活動拡大と安全確保	船着場、棧橋の整備により漁民の安全と水揚げ増加に貢献する	船着場 2 か所 棧橋、浚渫機	地域における漁業復興と漁民の収入増加
6	チャールズタウン水産コンプレックス（ネービス島）	ネービス島における漁業セクターの持続可能な発展を可能にする	現状ネービス島には加工場や保管庫を備えた水産コンプレックスが存在せず、鮮魚の流通を制限している	水産センター建設	ネービス島における漁業復興と漁民の収入増加
7	インディアン・キャッスル防波堤（ネービス島）	防波堤の建設により漁業効率と安全性が向上する	政府主導の観光開発により水揚げ場移転を強いられている漁民の安全確保と操業区域拡大	防波堤	地域漁民の安全確保と漁業効率の向上

2.5. ブルーエコノミー

セント・キッツのブルーエコノミーにかかる国家方針について、海洋資源部長は WTO の定義「海洋生態系を保護しつつ、経済成長、人々の生計や生活環境の改善のために海洋資源を持続可能な方法で利用する」を引用し回答した。調査団よりダギンズ農業・漁業・海洋資源・企業・協同組合・創造経済大臣に同国におけるブルーエコノミーの認識について問うたところ、海洋の水

域で、資源や環境を保全しつつ国家経済活動への裨益増加を目指している旨述べた。そのため
の手段として、水産業と国家経済活動の連携を促進し、なかでも同国の主要産業である観光業と
水産業の連携強化と新たな協力関係構築の可能性を模索している旨言及があった。

3. 援助の実態・動向

我が国のODAの基本方針（大目標）：脆弱性の克服（カリコム加盟諸国共通）

開発協力大綱において、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を
抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく
こととしている。カリコム加盟諸国に対しては、2014年11月に開催された第4回日・カリコム
外相会合において採択された日・カリコム共同閣僚声明に基づき、第一の柱「小島嶼開発途上国
特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力」に沿って、日本の技術や知見を活かした協力
を展開する。

重点分野（中目標）

（１）強靱な社会の構築

- ・ 気候変動対策や防災（ハリケーン等の自然災害）
- ・ 再生可能エネルギーや省エネルギー導入推進（輸入化石燃料依存からの脱却）
- ・ 海洋プラスチックごみを含む廃棄物管理等の環境保全
- ・ 保健医療分野（コロナや生活習慣病）
- ・ 社会サービス基盤整備

（２）持続可能な経済開発（水産業中心）

- ・ 水産業による雇用創出、収入増加、食料安全保障及び海外市場へのアクセス強化
- ・ サルガッサムの大量漂着による観光業や水産業への影響
- ・ 海洋生物資源の持続的利用の観点も踏まえた水産業の持続的な開発・管理
- ・ ブルーエコノミーの推進

【現状と課題】

観光業に加え、食料安全保障の強化と雇用創出の観点から、水産業の発展が主要な課題となっ
ている。近年カリブ諸国で大量漂着が確認されているサルガッサムは、観光業及び水産業に影響
を及ぼしており、政府はこれらの対策を含め、持続的な海洋資源の利用によるブルーエコノミー
を推進している。

【開発課題への対応方針】

海洋生物資源の持続的利用の観点も踏まえ、過去に水産無償で建設された施設の有効活用を促
進しつつ、水産業の持続的発展とともに産業育成及び雇用創出につながるような協力を進めてい
く。これらの協力にあたっては、同国のブルーエコノミー推進動向に留意しつつ、同様の課題を
抱える周辺諸国との知見共有・連携も念頭に置く。

4. 現地調査

調査日程及び調査団員は、第三章アンティグア・バーブーダと同様である。

4.1. 面談者リスト

氏名	所属（役職）
Hon. Mr. Samal Duggins	Minister of Agriculture, Fisheries, Marine resources and Cooperatives Sports and the Creative economy (農業・漁業・海洋資源・企業・協同組合・創造経済 大臣)
Mr. Miguel S. Flemming	Permanent Secretary (農業・漁業・海洋資源・企業・協同組合・創造経済省 事務次官)
Mr. Randel Thompson	Director of Department of Marine Resources(海洋資源部 部長)
Mr. Lorinston Jenkins	Manager of Basseterre Fisheries Complex (バセテール水産コンプレックス 代表)
Mr. Thrizen Leader	Manager of Old Road Fisheries Center (オールドロード水産センター 代表)
Mr. Ralph Wikins	Leader of Dieppe Bay (ディエップ・ベイ水揚げ場 代表)
Mr. Gustave Liburd	Leader of Sandy Point (サンディ・ポイント水揚げ場 代表)
Hon. Mr. Eric R. Evelyn	Nevis island administration, Minister of Culture, Agriculture, Fisheries, Lands, Housing, Natural Resources (ネービス島 文化・農業・漁業・土地・住宅・天然資源省 大臣)
Mr. Corey Maynard	Permanent Secretary(ネービス島 文化・農業・漁業・土地・住宅・天然資源省 事務次官)

4.2. 訪問先リスト

セント・キッツ島	ネービス島
海洋資源部	チャールズタウン（栈橋）
バセテール水産コンプレックス	バス・ビレッジ（私有地）
オールドロード水産センター	フォート・チャールズ（私有地）
サンディ・ポイント	インディアン・キャッスル（国有地）
ディエップ・ベイ	ネービス島海洋資源部



図7 セントクリストファー・ネービス国位置図

出典：カリブ地域 水産関連機材整備計画 準備調査（2）報告書

平成 27 年 2 月（2015 年）独立行政法人 国際協力機構（JICA）OAFIC 株式会社

セントクリストファー・ネービスへの協力

● 無償資金協力

実施年度	案件名	供与限度額 (億円)	概要
2000	バセテール漁業複合施設建設計画 (1/2)	3.81	首都バセテールにおける鮮魚の安定的な供給、ハリケーン襲来時の漁船の係留地の整備などを目的とした水産コンプレックスの建設（栈橋、護岸、製氷・冷却設備、加工設備、漁民ロッカー）
2001	バセテール漁業複合施設建設計画 (2/2)	5.67	
2005	零細漁業復興計画	6.17	オールドロードにおける水揚げ及び陸揚げ作業の効率化を目的とした水産センターの建設（栈橋、魚処理場、製氷設備等）

● 経済社会開発計画（水産分野）

実施年度	供与限度額 (億円)	概要
2015	1	対カリブ共同体（カリコム）諸国支援の一環として、小島嶼開発途上国特有の脆弱性を抱え、自然災害による被害緩和のため防災分野の機材・製品等を購入するための資金を供与する。
2016	2	対カリブ共同体（カリコム）諸国支援の一環として、小島嶼開発途上国特有の脆弱性を抱え、自然災害による被害緩和のため防災分野の機材・製品等を購入するための資金を供与する。
2019	2	水産関連機材（製氷機設備、魚類裁割機等）の供与

● 技術協力

協力内容	実施年度	案件名	概要
開発計画調査型技術協力プロジェクト	2009～2011	カリブ地域における漁業水産業に係る開発管理マスタープラン調査	政府と漁民の協働による資源管理計画を含む、カリブ域内の水産資源の持続的な利用を目的としたマスタープランの作成とカウンターパートに対する技術移転
技術協力プロジェクト	2013～2018	カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト（フェーズⅠ）	各国の状況に適した漁民と行政の共同による漁業管理アプローチの開発とカリブ地域での共有化促進とカウンターパートへの技術移転
技術協力プロジェクト	実施中	カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト（フェーズⅡ）	各国の状況に適した漁民と行政の共同による漁業管理アプローチの開発とカリブ地域での共有化促進とカウンターパートへの技術移転

5. 協力方針案の検討

国家水産開発基本方針：食料安全保障の強化

農業・漁業・海洋資源・企業・協同組合・創造経済省 ダギンズ大臣からの要望
セント・キッツ島

- ① 食料安全保障のための養殖産業振興
- ② ディエップ・ベイ水産コンプレックスの建設
- ③ FADs の追加導入
- ④ EEZ 内の海洋環境調査

ネービス島（ネービス島文化・農業・漁業・土地・住宅・天然資源省 エブリン大臣からの要望）

- ① チャールズタウン漁民用栈橋修復
- ② チャールズタウン漁民用バス・ビレッジ或いは フォート・チャールズ周辺（未だ私有地）
における水産施設の建設
- ③ インディアン・キャッスルの船着場移転（国有地）

なお、水産開発計画では両島とも上記以外の要望も掲載されている。

調査結果と分析

- 食料安全保障は水産物のみならず食料全般を対象に同国の国家の重要政策となっている。
- 水産物はカリブ共同体がビジョンとして掲げる 2025 年までに 25% の輸入削減を目指している。
- そのため、養殖産業の振興を水産分野の最重要政策と位置付けている。
- また、バリューチェーン環境の強化・改善を通じ、水産物の供給量の増加を目指している。

水産協力の方針案

養殖産業振興はその方向性や妥当性が定かではなく、また我が国にとっては馴染みのない魚種の産業的養殖振興を目指しており、この分野への協力は慎重に行うべきである。同国からの我が国への要望は海水魚の陸上養殖デモンストレーションセンターの建設である。政府が実施する養殖振興策の戦略、計画の全体像がわからないこと、養殖魚市場が不明なこと、養殖は現在ほとんど行われていないことなどから、現段階では協力の是非について判断が難しい。それら材料が提供された場合、新たな協力分野としてその是非や方向性を関係者と意見交換し検討していく。

一方、沿岸漁業振興に対する支援の遅れが同国の水産物輸入依存体質を形成する要因の一つと言われている。同国の漁業資源は未開発な部分も多く、資源にはまだ余裕がると考えられる。また FADs による漁業開発は漁業の多角化や漁獲量の増加に寄与しはじめている。このような状況の中、沿岸漁業振興を通じて同国の水産物供給量の増加を目指していく妥当性は十分にある。我が国の協力で建設または導入された水産コンプレックスや FADs は概ね良好な状態で期待される機能を発揮し食料安保に貢献しており、引き続き同タイプの協力継続が望ましい。

さらなる水産コンプレックス建設や FADs の導入促進により未利用資源の有効活用、漁業の多角化や水産物の付加価値化を推進していくことが、国内水産物の競争力を高め自給率向上につながっていくものと思われる。

具体的な協力案（相手国政府と協議済み）

1. 水産コンプレックス建設（無償資金協力）

優先度 1：ディエップ・ベイ水産コンプレックス建設（セント・キッズ島）

本案件は 2021 年もしくは 2022 年に要請書が作成されているが、日本側に正式に提出されたかは不明である。また、調査団が帰国後に入手した要請書は、ディエップ・ベイ水産コンプレックスの実現可能性にかかる調査のみであり、施設建設の中身に関する記載はなかった。

補助事業での案件形成が望まれる。

優先度 2：インディアン・キャッスル水産コンプレックス建設（ネービス島）

ネービス島南部の既存水揚げ場周辺は大規模な観光施設建設が予定されており、政府は漁民に対して水揚げ場の移転を求めている（漁民の理解は得ている）。新規水揚げ場の建設を我が国に要望してきた。自然条件的には案件形成は可能と思われるが、直接裨益者数は限定的である。観光施設建設の時期や観光業との相乗効果など中期的視点で観察しておく。

2. FADs の導入（経済社会無償を想定）

漁獲の多角化、漁獲量の増加、沿岸資源保護の観点から沖合 FADs の増設は必要性、妥当性は高いと思われる。本案件は経済社会無償協力により、東カリブ諸国同時に行うことが効果的・経済的であると考えられる。

2. サンディ・ポイント水揚げ場漁民組合施設建設（草の根無償を想定）

サンディ・ポイント水揚げ場は小規模ながら地元の水産物供給に貢献している。漁民組織の強化及び水揚げ施設の改善を通じて地元漁業の振興を促進し、若者の漁業への参入を促す。

（漁民組合事務所兼小規模製氷機・保冷設備）

4. JICA 行政アドバイザー

持続的な協力に関する日本側との対話や政策に対する助言をしてもらうため、日本側との JICA の水産行政アドバイザーが強く要望された。アンティグア・バーブーダでも同様の要望があり、広域での行政アドバイザーの再派遣を検討する。

その他の協議事項

1. チャールズタウン漁民用施設

2012 年に E/N が締結された後にサイト予定地の土地所有権問題が発生し、案件実施が停止している。その経緯を知っているネービス島のエブリン水産担当大臣はチャールズタウンの混雑を理由に、2012 年当時のサイトへの漁民用施設建設は考えないと明言した。一方、そのサイトにある栈橋の改修のみを要望されたが、自国政府で対応するよう回答した。また、チャールズタウン近郊のバス・ビレッジもしくはフォート・チャールズでの漁民施設建設を要望されたが、サイト用地はいずれも私有地のため案件検討できない旨調査団より回答した。

2. EEZ 内の海洋環境調査

カリブ共同体全体で要望があれば、その旨日本側に伝える旨回答した。

6. 駐トリニダード・トバゴ日本国大使のコメント

- 水産分野の国際場裏において日本がもっと積極的にイニシアティブを取り、世界の水産分野をリードして行ってもらいたい。
- JICA 協力：政治的要素を考慮し積極的に推進してほしい。
- 経済社会開発無償：検討の用意あり（カリブ共同体対象）。
- 草の根無償：人間の安全保障の観点において、食料安全保障の強化を目的とした案件であれば、開発協力方針や事業展開計画との一貫性がある。
- 在トリニダード・トバゴ日本国大使館は、カリブ地域 9 か国を兼轄しており、各国の詳細を逐次フォローアップすることは困難なため 1 年に 2 か国程度は本調査を兼轄国で実施していただけると有難い。

在トリニダード・トバゴ日本国大使館面談者リスト

氏名	所属(役職)
松原 裕	駐トリニダード・トバゴ特命全権大使
鎌田 康彦	在トリニダード・トバゴ日本国大使館 参事官
嵯峨 篤司	在トリニダード・トバゴ日本国大使館 経済協力班 一等書記官
済藤 直樹	在トリニダード・トバゴ日本国大使館 政務班 兼 経済協力班 二等書記官
佐久間 真一	在トリニダード・トバゴ日本国大使館 草の根無償資金協力及び人間の安全保障案件担当 コンサルタント
喜多山 涼	在トリニダード・トバゴ日本国大使館 政務班 兼 経済協力班 専門調査員
Ms. Danielle Mangray	Economic Cooperation Programme Coordinator (経済開発プログラム調整官)

7. 現地視察写真



バセテール水産コンプレックス加工場



バセテール水産コンプレックス船着場



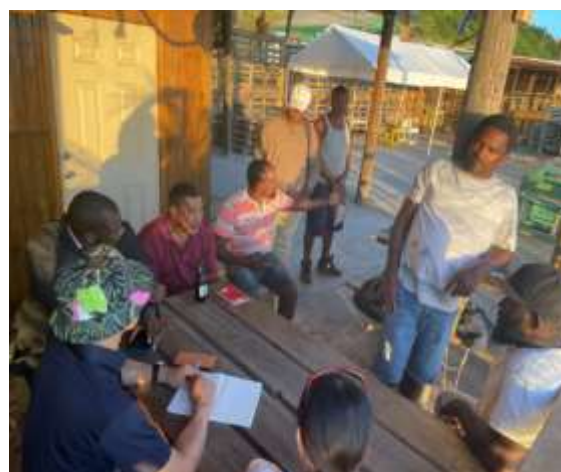
ディエップ・ベイ漁民会議



ディエップ・ベイ栈橋



サンディ・ポイント水揚げ場



サンディ・ポイント漁民会議



オールドロード水産センター外観



オールドロード水産センター 栈橋



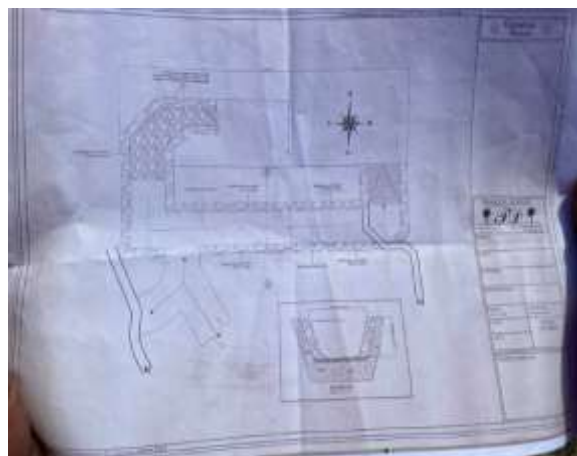
ネービス島チャールズタウン栈橋



ネービス島フォート・チャールズ周辺



ネービス島インディアン・キャッスル



インディアン・キャッスル防波堤設計案

第五章

ミクロネシア連邦

1. 国概要

1.1. 国土・気候

ミクロネシア連邦（以下ミクロネシア）は、約 300 万km²の海域に 607 の島々が点在し、それぞれ異なる特徴を持つ下記の 4 州から構成されている。

- ヤップ州：ミクロネシアの西端に位置し、東西 1,200 kmの海域に 138 の島々（内、22 が有人島）からなる。ヤップ島は、海岸線をマングローブで覆われた緑豊かな島である。ヤップ島には、州都のコロニアがありヤップ州の行政や商業・観光業が集中している。ヤップ島以外の島は、ほとんどがサンゴ礁の平坦な島で、ヤップ島とはルーツ・文化・言語が異なる人々が住んでいる。
- チューク州：以前はトラック島と呼ばれた最大径 64 kmのチューク環礁を中心に、北にホール諸島とナモヌイト環礁、南東にモートロック諸島、西にウェスタン諸島からなる。
- ポンペイ州：約 25 の島々から構成されている。その内、ポンペイ島にはポンペイ州の州都コロニアとミクロネシアの首都パキリールがある。ポンペイ島はミクロネシアで最も大きく標高の高い 800m 級の山が有し、起伏が激しく大半がジャングルに覆われ降雨が多く 40 以上の川が流れている。
- コスラエ州：ミクロネシアの最東端に位置し、他州と異なりコスラエ島一島からなる州である。島は火山島で面積は約 116 km²でポンペイ島に次いで 2 番目に大きい。島の中央部は豊かな熱帯雨林が広がっており、南西部にはマングローブが広がっている。



図1 ミクロネシア（出典：在日ミクロネシア大使館 HP）

1.2. 社会・政治

人口は 113,131 人（世銀、2021 年）であり、首都はポンペイ州ポンペイ島のパキリールである。首都は、1989 年 11 月に同島のコロニアから遷都された。各州の推定人口は、ヤップ州約 1 万人、チューク州約 5 万人、ポンペイ州約 3 万人、コスラエ州約 1 万人弱である。

ミクロネシアは、古代・中世から定住者がいたことが分かっているが、1500 年代にポルトガル・スペイン人が上陸し、その後スペインが領有権を宣言した。その後、1899 年にスペインはミクロネシアの島々をドイツに売却した。1914 年に第一次大戦が始まると、日本はミクロネシアを占領し、1922 年に南洋庁を設置した。しかし、太平洋戦争終結後は、アメリカの信託統治となり、1965 年にはミクロネシア議会が発足した。

1970 年代後半、アメリカと信託統治地区との間で自治のための交渉が始められた。そして、1978 年にヤップ、トラック（現チューク）、ポナペ（現ポンペイ）、コスラエの 4 州で連邦を構成する憲法草案が住民投票の結果承認され、1979 年に憲法施行となり自治政府が発足し初代大統領に日系のトシヲ・ナカヤマ氏が就任した。

その後、1986 年には、米国から財政支援を受ける一方で国防と安全保障の権限を米国に委ねる自由連合協定（コンパクト）が米国との間で締結され、経済を含む国内問題はすべて自国内で処理することができるようになった。そして、1990 年 12 月、国連安全保障理事会はミクロネシア連邦のアメリカによる信託統治の終了を宣言した。一方、コンパクトは、1986 年から 2001 年の 15 年間の協定に続き、2003 年に改訂協定が署名され、2004 年から 2023 年までの 20 年間も引き続きアメリカが財政支援を行うこととなった。さらに、2023 年 5 月、2024 年から 2044 年までの 20 年間も引き続きアメリカによる財政支援の延長について合意がなされている。

議会は一院制で、4 年任期議員 4 名（各州 1 名）、2 年任期議員 10 名（チューク州 5 名、ポンペイ州 3 名、ヤップ州・コスラエ州各 1 名）で 14 名で構成されている。これは言語、習慣、文化等が異なる 4 州が連邦を構成していることもあり、政府による雇用、議会の委員長の配分等は州の人口比に応じて行われている。大統領は 4 年任期議員の中から選ばれる。紳士協定により、各州の輪番制とされているが、必ずしも厳格に適用されているわけではない。2023 年 5 月、大統領選挙でシミナ大統領、パルク副大統領が選出された。その後、ローリンロバート外務大臣、エリナ資源・開発大臣が議会承認された。

政府の課題は、各州間の利害関係を調整していかに経済開発を進め、自立可能な経済を構築するかにある。政府の主要政策は、①漁業・農業・観光を軸とする経済的自立の達成、②伝統文化の保持と近代化の調和ある国家形成、③連邦を構成する 4 州の政治的統合の強化である。

一方、古くからの階級制度であるナンマルキ（酋長）制度が残っている。ナンマルキを最高権力とした政治的・経済的権力は、現在もミクロネシアの人々の生活や精神世界においては影響力がある。ナンマルキ制度は、タテ社会で、その位置によって役割及び期待される行動・態度が決定される。目上の者には敬意が払われ、同族が相互に扶助し合っている。

1.3. 経済

ミクロネシア連邦の経済は、基本的には前述の米国との自由連合協定（コンパクト）による財政支援により成り立ってきた。1996 年からは経済自立化への一環として、アジア開発銀行（ADB）など国際機関の協力を得て経済改革を開始し、国家財政の安定化、国営企業の民営化、投資環境の改善、民間部門の開発に努めている。国内は貨幣経済と伝統的自給経済が混在しており、生産性は高くなく、生活必需品の多くを輸入に依存しており、貿易収支は恒常的に赤字である。国内主要産業は、水産業、観光業、農業（ココナッツ、タロイモ、バナナ等）である。農産物輸出・入漁料収入・観光業は国家経済の主な収入源はであるが、同国は依然としてアメリカ等からの援助に大きく依存しており、経済開発は主に公共投資によるものとなっている。表 1 に経済指標の一覧を示した。

表 1 ミクロネシア経済指標一覧（出典：外務省）

項目	内容	出典
GDP	4.04 億ドル	(1)
GNI/人	3,980 ドル	(1)
経済成長率	-3.2%	(1)
物価上昇率	2.3%	(1)
主要貿易品目	輸出（229.4 百万ドル）：魚類（カツオ・マグロ類） 輸入（506.3 百万ドル）：輸送用機器、食料品、金属製品	(2)
主要貿易相手国	輸出：タイ、アメリカ、中国、日本 輸入：アメリカ、ガイアナ、日本、中国	(2)
通貨（為替レート）	アメリカドル（USD）（約 145 円/ドル）	(3)

（出典：（1）世銀、2021（2）アジア開発銀行、2021（3）oanda.com、2024 年 1 月 12 日）

2. 水産業の現状

2.1. 水産業概要

ミクロネシアの水産業は、ミクロネシアの経済にとって大変重要なセクターであり、外国漁船の入漁ライセンス料は政府の収入と補助金全体の約 10% に相当する。さらに水産業は、輸出による外貨獲得源であることに加え、離島の食料供給の観点からも非常に重要なセクターとなっている。

FAO 統計によるミクロネシアの水産業に関する指標は下表である。ミクロネシアの水産業は、海面漁業が主であり、内水面漁業については明確な統計情報は無く、養殖については真珠養殖（クロチョウガイ）の養殖が 2021 年に始まったとの情報はあるが詳細は不明である。漁獲量の約 82% は輸出されている。

指標	値	備考
漁獲量（2021 年）	166,334 トン	漁獲量の内、カツオ 111,651 トン（67%）、キハダ 32,831 トン（20%）、メバチ 9,232 トン（6%）が 93% を占める。
養殖量	無	後述のように試行したとの情報はあるがデータは無い。
輸出量（2021 年）	136,911 トン	輸出量の内、カツオ 114,606 トン（84%）、キハダ 16,624 トン（12%）、5,391 トン（4%）でほぼ全量を占める。
輸出額（2021 年）	173,690 千 USD	輸出額の内、カツオ 137,685 千 USD（79%）、キハダ 26,090 千 USD（15%）、メバチ 7,408 千 USD（4%）が 99% を占める。
輸入量（2021 年）	1,982 トン	輸入量の内、イワシ冷凍等 666 トン（34%）、カツオ加工品 374 トン（19%）、アジ加工品 350 トン（18%）が 71% を占める。
輸入額（2021 年）	6,551 USD	輸入額の内、カツオ加工品 1,625 トン（25%）、アジ加工品 1,416 トン（22%）、イワシ冷凍等 1,293 トン（20%）が 67% を占める。
一人当たり年間水産物消費量（2020 年）	48.9 kg	2019 年の世界平均 20.5kg の倍以上である。大きく上回っている。
動物性タンパクにおける水産物の割合（2019 年）	37.4%	2019 年の世界平均 16.7% の倍以上である。

海面漁業は、ADB 調査報告書（Fisheries in the Economies of the Pacific Island Countries and Territories, Robert Gillett）や同報告を引用した FAO 国別情報では販売目的の沿岸漁業と自家消費目的の沿岸漁業、外国漁船による沖合漁業とミクロネシア船籍の沖合漁業に区分されている。2009 年においては、外国沖合漁業による漁獲量が 83%（図 2）、漁獲高が 79%（図 3）であった。

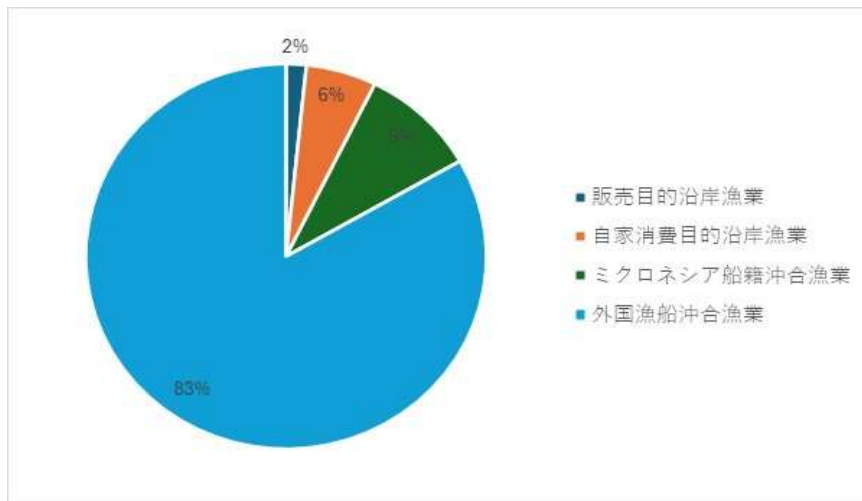


図 2 区分別漁獲量割合

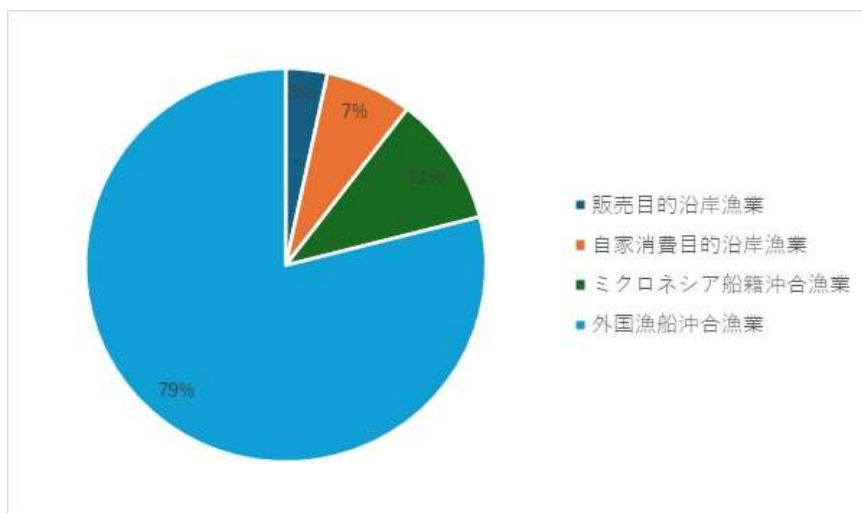


図 3 区分別の漁獲高割合

2.1.1. 沖合漁業

近年の漁獲量の推移は下表である。漁獲量はカツオやキハダ等がほとんどで、総漁獲量は2012年の約4.8万トンから2017年の約10.1万トンに増加し、2021年の16.6万トンまで増加している。これらの漁獲は、主に外国資本の自国沖合漁業と入漁協定にもとづく外国漁船のまき網によって漁獲されている。ミクロネシア船籍のまき網漁船は、2017年の20隻から2020年26隻に微増している。過去には、同国沖合漁業への海外からの投資が進み、多くの公社・会社が設立されたこともあった。

しかし、水揚げ施設等の流通基盤や販路の問題等から2000年以降から徐々にそれらの経営が厳しくなり倒産や撤退を余儀なくされた。そして、現在は日本等の外国資本の入った国内企業4社17隻と、台湾資本企業2社9隻からなる。これらまき網漁船の水揚げは、我が国の無償資金協力でポンペイ島に整備されたタカティック漁港、チューク州のウエノ港で行われている。

表2 ミクロネシアの漁獲量の推移(トン)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
ビンナガマグロ	300	750	502	1,428	2,040	517	2,070	2,243	509	922
メバチマグロ	3,693	2,829	4,769	4,506	6,015	5,538	6,440	8,715	10,003	9,232
キハダ	6,562	5,637	8,061	10,032	12,697	17,330	20,622	30,941	34,110	32,831
カツオ	28,428	21,539	29,378	45,241	56,668	66,463	97,566	128,173	137,987	111,651
カジキ類	132	169	367	351	589	434	428	541	348	354
サメ類	932	1,171	0	0	70	513	150	507	186	732
その他魚類	8,000	8,600	9,200	9,800	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
軟体動物	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
甲殻類	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
総漁獲量	48,421	40,972	52,496	71,567	88,690	101,417	137,921	181,770	193,748	166,334

(FAO 統計より作成)

2.1.2. 沿岸漁業

沿岸の零細漁業者は、自家消費や儀式のために漁を行う者（自家消費目的の沿岸漁業）と、現金収入を得るために漁を行う者（販売目的の沿岸漁業）に分けられる。自家消費目的の沿岸漁業者は、他の賃金労働・農業・海外在住親族からの送金等を主な収入源としている。

これら沿岸漁業は、徒歩や泳いで漁場まで行く場合や、無動力カヌーや小型船外機を搭載したFRP 船で操業されている。漁法は、潜り漁、刺網、釣り、投網、たも掬い等である。漁獲後、漁獲物は、施氷して市場に運び仲買人/販売人に販売している。

各州の沿岸漁業の特徴は以下である。

- ヤップ州：ヤップ州では海洋に関する権利調整の伝統が残っている。法律にも地域社会とその指導者が沿岸域へのアクセス権限を持つと規定されていることから、沿岸における漁業管理はコミュニティが主体である必要がある。ヤップ州は人口に対して資源が豊富であることから、一般的には過剰漁獲に起因する管理上の問題は少ない。しかし、州都コロニアに近い一部地域の定着性資源（貝やナマコ）は、過剰漁獲が生じており、伝統的な漁業管理制度が機能していない。そのため、州政府とコミュニティによる沿岸域への漁業管理導入を試みている。
- チューク州：チューク州は歴史的に最大の州漁業庁があった。一方、人口の急増による漁獲圧の高まりやダイナマイト漁の横行によって、漁業管理においては最も深刻な問題を抱えている州である。ラグーンには多数のボートがあり（2,000 隻以上）、これらの多くは輸送にも使用されるが、漁業にも利用されている。グアムへの航空便があり、空輸による輸出も少なからず存在するが統計データは無い。
- ポンペイ州：ポンペイは他州と比較して、資源状態・漁業開発・漁業管理の問題は中程度である。州漁業当局は生産統計を収集しているが分析はしていない。しかし、一般的な傾向として資源はまだ危機な状態には陥っていないが、管理措置が必要であると認識されている。サンゴ礁/ラグーンにおけるコミュニティの権利システムが存在しない。漁業管理は、他の州と同様に州漁業法にもとづき実施されることになっているが、州警察や保護官による取締りは効果が得られていない。ポンペイ州の問題は、陸上での開発で原生林が減少し土砂が流出して堆積しサンゴが死滅していることである。
- コスラエ州：コスラエ州は、漁業管理の実施環境が最もシンプルな州である。それは、人口の少ない単一島であり市場も小さく、歴史的に他の島のような乱獲を行う漁民ではないため

- である。貝やカニ等の重要な種は管理されている。しかし、陸上での開発により、土砂流出と堆積・汚染は生じている。漁獲量統計は収集されているが公表されていない。

2.1.3. 養殖業

政府の養殖に対する関心は高い。しかし、国内・海外の市場の要求満たす為の生産/採算は得られ難い。これまで、キリンサイ等の海藻類、ミルクフィッシュ・ティラピア等の魚類、エビ類の養殖が試行されたことはあるが継続されていない。真珠養殖（クロチョウガイ）は、ポンペイで生産されていた実績がある。さらに、ミクロネシア大学・ポナペ農工高校・国立養殖センター（コスラエ州）・Korea South Pacific Ocean Research Center（チューク州）で、海綿・シャコガイ・クロチョウガイ・タカセガイ・海藻・ナマコ・ウニ等の養殖に関する調査研究が行われていた。1991年には、国立水産養殖センターがコスラエ州に設立され、シャコガイ養殖の研究・実証・トレーニングが試みられた。その後、これらの活動はポンペイに移されたが、民間による投資は進まなかった。その他に、FAO・青年海外協力隊等による養殖分野への支援もあった。

2.2. 水産物貿易額の推移

ミクロネシアの水産物輸出は、2019年 87,798 トン、2020年 95,640 トン、2021年 136,911 トンと増加している。この内、タイ向けが 111,913 トン（2021年）と最も多く、これは冷凍カツオ 93,858 トンと冷凍キハダ 12,954 トンがほとんどを占めている。次に中国向けが 14,465 トンであり、ほとんどが冷凍カツオである。続いてフィリピン、日本、メキシコ向けが続き、これらでほぼすべての水産物輸出量を占めている。

表3 2021年の水産物輸出国と主な輸出水産物

輸先国	輸出量（トン）	主な輸出水産物
タイ	111,913	冷凍カツオ・冷凍キハダ・冷凍メバチ
中国	14,465	冷凍カツオ・冷凍キハダ
フィリピン	4,414	冷凍カツオ・冷凍キハダ
日本	3,314	冷凍カツオ・冷凍キハダ・冷凍メバチ
メキシコ	2,770	冷凍カツオ・冷凍キハダ
アメリカ	31	冷凍魚・生鮮メバチ・サンゴ
イギリス	3	貝類
計	136,910	

2.3. 水産物消費量

一人当たりの年間消費量は、1980年代の約 30 kgから 2000年代の約 45 kgに増加し、現在の 48.9 kgまで増加した。世界の一人当たりの年間水産物消費量 20.5kg を上回っている。

2.4. 水産行政

ミクロネシアの水産行政は、連邦政府の資源・開発省（Department of Resource and Development）が 12～200 海里内を管轄している。現大臣は、Mrs. Elina P. Akinaga である。水産担当部署職員は 3 名である。一方、沿岸 12 海里未満は、各州政府とコミュニティが管轄している。資源・開発省は、連邦政府と各州政府に対して資源開発と資源管理のための技術的支援を行う。各州政府の水産行政機関は以下である。ポンペイ州は、連邦政府や EU 等と協力して、ハタ・ブダイ・フエダイ等の沿岸資源の体長制限の啓発活動等を行っている。

- ヤップ州：Marine Resources Management Division
- チューク州：Department of Marine Resources
- ポンペイ州：Office of Fisheries and Aquaculture
- コスラエ州：Department of Resources and Economic Affaire

一方、200 海里内の資源利用の内、遠洋カツオ・マグロ漁船の積替え・オブザーバー・統計・資源管理は、国家海洋資源管理局（National Oceanic Resource management authority：NORMA）が管轄している。NORMA は、ポンペイ州に事務局のある中西部太平洋まぐろ類委員会（Western and Central Pacific Fisheries Commission：WCPFC）や、太平洋島嶼国 8 か国から成るナウル協定（Parties to the Nauru Agreement：PNA）の担当機関となっている。

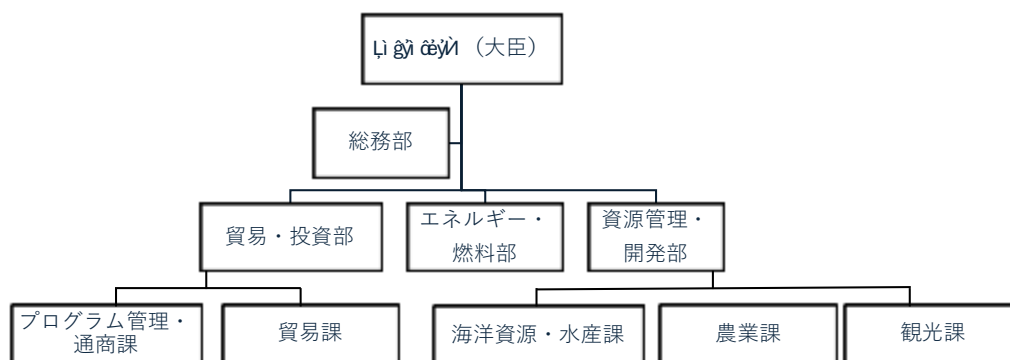


図 4 連邦政府の資源・開発省の組織図（2010 年時点）

2.5. 水産関連法規

水産関連法規は、ミクロネシアの連邦法 2014 の「第 24 章 海洋資源」に挙げられており、下記の条から成っている。

1. 一般規定
2. 管理当局
3. 公海/漁業管理協定海域における自国漁船漁業許可
4. 外国漁業と関連活動のための協定
5. 水産資源の保全・管理と持続的な利用
6. 法執行
7. 行政手続き
8. 押収/没収/処分
9. 違反と禁止行為に対する罰則
10. 海洋資源開発のための国家機関
11. 国立水産公社

2.6. 開発計画

(1) 開発計画戦略 2004-2023 年（Strategic Development Plan 2004-2023）

本戦略は、1987-2003 年の経済開発状況と民間セクター開発・農業・水産業・観光・環境・健康・教育・ジェンダーの分野についてレビューし、2004-2023 年の開発計画戦略を示すものである。水産の開発計画戦略は、以下である。現在、後継戦略のとりまとめが行われているとの話はあるが、詳細は不明である。

戦略目標 1. 水産業や資源管理・資源開発に関わる人々が効果的に従事するための能力向上が図られる。	
成果	1. 人材開発計画が使用される。 2. 学校における水産と海洋資源に関する知識が改善される。 3. 技術的・学術的戦略な研究を通じて水産と資源管理の能力が改善される。 4. 水産業への雇用を通じて国民収入が改善される。 5. 水産と資源管理の問題に対してコミュニティレベルの認識が改善される。
戦略目標 2. 伝統・科学的手法・参加型によって沿岸資源がモニタリング・管理される。	
成果	1. 資源管理・開発の担当機関の役割を定義し、効果的かつタイムリーに業務計画を実施する。 2. 関係機関・関係者間の情報共有が最適化される。 3. 重要沿岸資源の管理計画が各州で準備される。 4. 資源評価情報が資源管理計画に使用される。 5. 資源管理計画に、各州での海洋保護区の確立等が含められる。 6. 資源管理計画に、コミュニティ主体による管理・共同管理・伝統的管理が含められる。 7. 規制制度・取締制度が整う。 8. 商業的養殖が評価され、商業的に実施可能な活動が促進され、確立される。 9. 放流活動が評価され、資源への効果が認められる活動は促進される。
戦略目標 3. 自家消費ニーズや従事者の社会経済的な利益にあった形で沿岸資源が効果的に開発される。	
成果	1. 合意された資源管理枠組みの中で商業漁業が実施される。 2. 沿岸の商業漁業の努力量は持続可能なレベルで管理される。 3. 零細漁業者の代替収入源活動が特定され実施される。 4. 零細漁業者の興味をひくために組織化が図られる。 5. 零細漁業を支える施設が商業的に管理される。 6. 小型ボートの事故が減少する。 7. 商業養殖が開発される。
戦略目標 4. 持続的な漁獲を確保し、観光客の関心を多様化させるための観光産品開発をするために海洋資源が最適な方法でモニタリングされ管理される。	
成果	1. ミクロネシア海域での漁獲量と努力量が効果的にモニタリングされ、得られた情報は漁業管理の方策決定に利用される。 2. 遠洋漁業国の関係者によって地域レベルの管理が遵守される。 3. 入漁からの収入を持続的に得ることができる。 4. 従事者間でのコミュニケーションや情報共有が頻繁に行われる。 5. ミクロネシア海域での操業が許可制度によって制限される。
戦略目標 5. ミクロネシアへの最適な経済利益をもたらすために海洋資源が開発される。	
成果	1. 投資のために環境が整備される。 2. 公社が運営され利益をもたらす。 3. ミクロネシア自国による漁業活動が増加する。 4. 水産資源の付加価値化のチャンスを特定し実施する。 5. ミクロネシアの港が積替港として機能する。

(2) 水産投資戦略 2021-2026 年 (Federated States of Micronesia National Oceanic Fisheries Investment Policy 2021-2026)

本戦略は、下表のように 11 の戦略政策目標を掲げ、それらについて戦略活動を示している。つまり、ミクロネシアのカツオ・マグロを対象とした沖合漁業の開発を外国漁船による入漁と自国船籍による開発で進める戦略に加えて、自国沿岸漁業の確立を目指している。

しかし、2024 年時点で、実施が進んでいない活動が多いことから改訂の動きもあるとのことであった。

戦略政策目標	内容	戦略活動
1. 資源の持続可能性を維持・強化する。	マグロ資源の健全性は魅力的な投資環境を支え、同資源は重要な投資対象となる。	1. 予防的措置にもとづく沖合資源の管理・開発として、ミクロネシア海域の少なくとも 30%を保護海域とする。
2. 政府財政と経済成長への漁業貢献を確保し強化する。	VDS からの漁業収入は、財政上、重要な収入源となる。	2. 許容努力量からの価値を最大化する。 3. VDS スキームに基づく漁獲日割当を制度化する。
3. 水産物加工品の輸出を奨励し促進する。	販売目的の沿岸漁業の確立を支援するために、加工品を多様化させる。	4. 管轄当局を設立する。 5. 水産物の輸出とマーケティングを改善する。
4. 民間漁業部門の成長を促進し、支援する。	経済成長は民間によってもたらされるべきであるため、沖合漁業の発展が必要である。	6. 漁業分野への民間参入を促進し支援する。 7. 港湾および関連する漁業インフラ施設の改善・改修を行う。 8. 自国沖合漁業の競争力を向上させる。
5. 沖合漁業の収益性を確保する。	長期的な持続性と将来の収益性を確保するために、漁業経済指標を継続的にモニタリングする。	9. 漁獲努力量を規制する。
6. 連邦政府と州政府間の効果的な協力を奨励する。	効果的な協力のために、それぞれの役割を再評価する。	10. 延縄漁業の開発を州レベルで促進させる。 11. 情報、データ、知識の共有とネットワーク化をはかる。 12. マグロ資源の価値を維持するために協力する。 13. 開発のための投資をサポートする。 14. 外国資本の投資を呼び込む。
7. 対象を絞った経済開発インフラやビジネスへの投資を得る。	民間セクターの成長を支援するために、社会資本への投資から経済インフラへの投資に移行することを奨励する。	15. 政府コストを最小限に抑えながら投資を促進し誘致する。
8. ミクロネシア船籍の許容努力量内で国内カツオ・マグロ産業の発展を促進する。	経済的利益を高めるために制度化を進める。	16. 国内水産業の発展を促進する。 17. VDS 価格を割引する。

9. 商業的な発展のために海外直接投資を奨励し誘致する。	海外直接投資は、ミクロネシア国内のビジネスと競合するものではなく補完するものとする。	18. 沖合漁業への海外直接投資を増やす。
10. 有利な投資環境をサポートする政策と改革を推進する。	連邦政府・州政府・民間セクター・ドナーが協力してサービスを向上させ、投資・ビジネス環境の改善のための規制改革を促進する。	19. 政府の規制プロセスと手続きを合理化する取り組みを進める。
11. 人的資源を構築し、投資による成長を効果的に促す。	関連政府機関内でのプロジェクトをサポートするために必要な能力を向上させる。	20. 研修と能力開発を奨励し、プロジェクトによる開発を改善する。 21. ビジネス開発・船舶管理運航に関する民間セクターの研修を進める。

2.7. 水産関連組織

(1) 国立水産公社 National Fisheries Corporation (NFC)

NFC は、1984 年に連邦政府によって設立された公社である。この公社の目的は、ミクロネシア内で商業漁業の収益性の高め長期的な開発し促進することである。国立水産公社独自の開発プログラムに加えて、同公社は各州と緊密に連携して水産関連プロジェクトを行っている。これらの一環として、NFC は、日本企業の大洋エーアンドエフ（株）との合弁企業 TMC を設立している。

NFC は、商業漁業の促進だけではなく、独自のプログラムとして沿岸コミュニティの活動、特に女性の参画の推進などを目的とした零細加工の開発や促進にも取り組むたいとしている。

(2) Taiyo Micronesia Corporation (TMC)

TMC は、前述の NFC と日本企業の大洋エーアンドエフ（株）との合弁企業である。事業内容は、海外まき網漁船（現在 3 隻）の運航と養豚飼料（コブラとフィッシュミール）工場運営である。同工場は、ミクロネシア政府からの陸上投資と現地雇用創出の要求に応じる形で開始した。2022 年からはコロナによる一時中断もあったが、鹿児島県枕崎市の枕崎水産加工業協同組合の協力のもと JICA 草の根技術協力事業「ミクロネシアにおける水産系残滓処理による養豚用飼料普及プロジェクト」を進めており、この中でフィッシュミールの製造を試みようとしている。

(3) ミクロネシア大学 College of Micronesia (COM)

COM は、海洋科学学科の中で水産や漁業管理等のプログラムの高等教育を行い、ヤップには分校の水産海事学校（Fisheries and Maritime Institute）を有している。同大学では水産や養殖の調査研究も行っている。

3. 援助の実態・動向

3.1. 対ミクロネシア国別開発協力方針

本方針は、「太平洋・島サミット」を始めとした我が国政府全体の対太平洋島嶼国政策の方向性等をふまえ、自立的かつ持続的な発展を促すために経済インフラ整備や基礎社会サービスの向上などの脆弱性の克服をはじめとして、環境保全や気候変動対策についても支援を行うとしている。

3.2. 日本の対ミクロネシア援助実績

2000年以降の水産・海洋分野の無償資金協力と技術協力を以下に示す。なお有償資金協力は行われていない。

年	協力形態	案件名	内容（供与額）
2000-2005	技術協力	漁業訓練計画プロジェクト	漁業・航海・漁船機関分野の訓練システムのカリキュラムや教材整備と教員能力向上の支援（4億円）
2000	無償資金協力	ポンペイ州タカティック漁港整備計画（第1期）	漁港拡張・漁業施設（7.46億円）
2000	無償資金協力	ポンペイ州タカティック漁港整備計画（第2期）	漁港拡張・漁業施設（4.59億円）
2006	無償資金協力	ウエノ港整備計画	チューク州のウエノ港商港の岸壁防舷材更新・岸壁補習（7.25億円）
2013	無償資金協力	国内海上輸送能力向上計画	貨客船1隻（Miconesia Navigators）の建造・予備部品調達（11.10億円）
2021	無償資金協力	水産海事学校能力向上計画	施設（教室・宿舍）を建設し、海事訓練関係の機材（練習船・複合艇等）の供与（4億円）
2021-2024	技術協力	水産海事学校能力向上プロジェクト	新規海技資格4級コースの開発・教員能力強化並びに就職支援、留学生受け入れ支援体制の改善（約3.3億円）
2022-2025	草の根技術協力	ミクロネシアにおける水産系残渣処理による養豚用飼料普及プロジェクト	現地で作られたフィッシュミールを利用した新たな養豚用飼料を開発し普及（59,977千円）
2022	無償資金協力 準備調査	ポンペイ港拡張計画協力準備調査	船舶係留施設を備えた岸壁新設のための準備調査
2020-2025	技術協力	太平洋島嶼国のSDG14「海の豊かさを守ろう」プロジェクト	バヌアツ、パラオ、サモア他全14か国・地域を対象としたフィジー水産省が実施機関の広域プロジェクト。水産行政官の能力向上の支援（2.52億円）
2022	経済社会開発 計画無償	海上保安のための支援（経済社会開発計画）	海上保安関連機材（警備艇等）を供与（3.82億円）

加えて、以下の草の根・人間の安全保障無償資金協力が実施されている。

年	案件名	額（円）
2000	ポンペイ州零細漁民のための漁場整備計画	4,901,714
2001	ヤップ州零細漁業振興支援計画	9,991,000
2002	チューク州代替漁法普及計画	9,967,196

さらに、公益法人海外漁業協力財団は、地域巡回機能回復等推進事業（通称 FDAPIN）としてミクロネシア連邦を含む太平洋諸国の関係沿岸国の水産業振興に資するために水産関連施設の修理・修復等の分野に精通した専門家の派遣、資機材の供与を伴う水産関連施設の修理・修復及びメンテナンスに関する技術移転、漁民組織等の活性化を図るための助言等を行っている。近年の協力内容は以下である。

年	内容
2016	コスラエ州： ・ レル、オカト、ウトア地区の各製氷機の修理・修復及び技術指導 ・ 調査船マリンハンターⅡ号・ムタンテⅡ号の修理・修復及び技術指導 ・ 製氷機講習会 チューク州 ・ トノアス製氷施設の修理・修復 ・ ムニエン製氷施設の修理・修復 ポンペイ州 ・ 調査船リゾメイ号の修理・修復及び技術指導 ・ ポンペイ 零細漁業サポートステーションの製氷施設の修理・修復及び技術指導 ・ ポンランガス製氷施設の修理・修復及び技術指導 ・ 製氷機及び船外機の講習会 ヤップ州 ・ YFA(ヤップ漁業公社)の製氷、冷蔵施設の修理・修復及び技術指導 ・ YFA(ヤップ漁業公社)の漁船の修理・修復及び技術指導
2017	コスラエ州 ・ レラ、オカト、ウトエマリーナの製氷施設の修理・修復及び技術指導 ・ 調査船マリンハンターⅡ号、ムタンテⅡ号の修理・修復及び技術指導 チューク州 ・ トノアス製氷施設の修理・修復及び技術指導 ・ ムニエン製氷施設の修理・修復及び技術指導 ・ 船外機及び FRP 船体に関する技術的トレーニング ポンペイ州 ・ OFA(漁業養殖事務所)所属船の修理・修復及び技術指導 ・ ポンペイ 零細漁業サポートステーションの製氷施設の修理・修復及び技術指導 ・ ポンランガス製氷施設の修理・修復及び技術指導 ・ 船外機に関する技術的トレーニング ヤップ州 ・ YFA(ヤップ漁業公社)漁船の修理・修復及び技術指導 ・ YFA(ヤップ漁業公社)製氷施設の修理・修復及び技術指導

2018	コスラエ州 • DREA(資源経済部)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導 • DREA(資源経済部)所属調査船の修理・修復及び技術指導 チューク州 • DMR(海洋資源部)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導 • 船外機及び FRP 船体に関する技術的トレーニング ポンペイ州 • OFA(漁業養殖事務所)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導 • OFA(漁業養殖事務所)所属船の修理・修復及び技術指導 • 船外機に関する技術的トレーニング ヤップ州 • YFA(ヤップ漁業公社)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導 • 漁船の修理・修復及び技術指導
2019	コスラエ州 • DREA(資源経済部)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導 • DREA(資源経済部)所属調査船の修理・修復及び技術指導 • 船外機及び FRP 船体の修理・修復及び技術指導 チューク州 • DMR(海洋資源部)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導 • 船外機および FRP 船体の修理修復及び技術指導 • トノアス製氷機のウエノへの再設置 ポンペイ州 • OFA(漁業養殖事務所)所属製氷設備の修理・修復及び技術指導 • OFA(漁業養殖事務所)所属ボートの修理・修復及び技術指導 • 船外機及び FRP 船体の修理・修復及び技術指導 • OFA(漁業養殖事務所)の浮桟橋の修理修復及び技術指導 ヤップ州 • YFA(ヤップ漁業公社)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導 • YFA(ヤップ漁業公社)所属漁船の修理・修復及び技術指導
2020	コスラエ州 • DREA(資源経済部)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導（オカトマリーナ製氷施設、レラマリーナ製氷施設、ウトエマリーナ製氷施設） • DREA(資源経済部)所属調査船の修理・修復及び技術指導並びにワークショップの維持・管理に関する技術指導（ムタンテⅡ号、マリンハンターⅡ号、修理工場、船外機の整備） チューク州 • DMR(海洋資源部)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導（ムニエン製氷施設、ウエノ製氷施設） • 船外機及び FRP 船体の修理・修復に関する技術訓練 ポンペイ州 • OFA(漁業養殖事務所)所属製氷施設の修理・修復及び技術指導（零細漁業サポートステーション製氷施設、ポンランガス製氷施設、桟橋用タラップの整備） • OFA(漁業養殖事務所)所属調査船の修理・修復及び技術指導 • 船外機及び FRP 船体の修理・修復に関する技術訓練 ヤップ州 • YFA(ヤップ漁業公社)所属冷蔵・製氷施設の修理・修復及び技術指導 • YFA(ヤップ漁業公社)所属漁船の修理・修復及び技術指導（フライングフィッシュ号、マサワルヤップ号）

3.3. 関係組織の意向

駐日ミクロネシア大使館では、コスラエ州での輸出を目指したノコギリガザミ養殖の要望が挙がっているとの話があった。また、NFC 総裁からは、沿岸漁業を強化する零細/小規模水産物加工の要望が挙げられた。同活動は、ポンペイにある女性グループとの協働も考えられるとのことであった。

3.4. 日本民間企業の動向

前述の TMC に加え、ミクロネシア国内には、ほとんど個人経営レベルであるが日本人経営のホテル・レストラン・ダイビングショップ等ビジネスがある。それらは、ミクロネシアの自治政府発足後の移住者によるものであるが、現地コミュニティに深く根付いている。

4. 現地調査

4.1. 調査日程

令和 6 年 1 月 27 日（土）～2 月 2 日（金）

日時	活動内容	宿泊地
1 月 27 日（土）	成田→グアム→ポンペイ	コロニア
1 月 28 日（日）	市内スーパー調査	コロニア
1 月 29 日（月）	● TMC 及び NFC 訪問 ● 市内魚市場調査 ● OFCF 表敬	コロニア
1 月 30 日（火）	● 外務省訪問 ● NORMA 訪問	コロニア
1 月 31 日（水）	● 日本大使館訪問 ● 資源開発省訪問 ● JICA ミクロネシア大使館訪問	コロニア
2 月 1 日（木）	ポンペイ→グアム	グアム
2 月 2 日（金）	グアム→成田	

4.2. 調査団員

渡邊 英直 （一社）マリノフォーラム 21 会長

池田 誠 （一社）マリノフォーラム 21 海外水産コンサルティング事業部 部長

4.3. 面談者リスト

氏名	所属/役職
外務省 (Department of Foreign affairs)	
Lorin S. Robert	Secretary (大臣)
Sohses Kalvin Ehmes	Deputy Assistant Secretary (副次官補)
資源開発省 (Department of Resource and Development)	
Camille Inatio	Assistant Secretary (次官補)
国立水産公社 (National Fisheries Corporation : NFC)	
Patricia Jack	NFC 総裁
国家海洋資源管理局 (National Oceanic Resource management authority : NORMA)	
Youky Susaia	Assistant Director, Compliance
Jamel James	Assistant Director, Science
Taiyo Micronesia Corporation : TMC	
先野 朋紀	JICA 草の根技術協力事業プロジェクトオフィサー
海外漁業協力財団ミクロネシア連邦出張所 (OFCF)	
内田 和久	所長
在ミクロネシア日本国大使館	
籠宮 信雄	特命全権大使
岡本 康孝	二等書記官
JICA ミクロネシア支所	
山内 邦裕	所長
NONAKA Toshikazu	Project Formulation Advisor

5. 協力方針案の検討

本調査を通して調査団は、新政権のハイレベルとの人脈を得て関係の強化をはかり、水産担当レベルとの対話継続のコネクションを得ることができた。将来の水産案件については、沿岸漁業開発に関する案を含め、新政権から引き続きメール等での対話を通じて聞き取りを行っていくことを確認した。

ポンペイ港拡張計画協力準備調査が実施中であることをふまえ、現時点では大規模な無償資金協力ではなく、沿岸漁業開発の技術協力が妥当であると考えられる。草の根技術協力「ミクロネシアにおける水産系残渣処理による養豚用飼料普及プロジェクト」のカウンターパート機関である NFC は同プロジェクト終了後のプロジェクトアイデアを有している。今後は、NFC を含む先方政府内での検討結果をふまえて、具体的な内容や対象州・地域を絞り協力案件を検討していく。

6. 現地視察写真



外務大臣への表敬訪問



資源開発省次官補への表敬訪問



ポンペイ州の沿岸漁業で使用する舟



ポンペイ州の州都コロニアの魚市場(1)
サイモンズマーケット



ポンペイ州の州都コロニアの魚市場(2)
価格：全魚種 3USD/ポンド



ポンペイ州の州都コロニアの魚市場(3)
価格：全魚種 3USD/ポンド



ポンペイ州の州都コロニアの魚市場(4)
価格：全魚種 3USD/ポンド



魚市場で販売されているノギリガザミ



ポンペイ州の州都コロニアの
スーパーマーケットの輸入冷凍魚



ポンペイ州の州都コロニアのスーパーマার্ケ
ットの輸入冷凍ミルクフィッシュ
価格：7.95USD/ポンド



ポンペイ州の州都コロニアの
スーパーマーケットの冷凍豚肉
価格：3.75USD/ポンド



ポンペイ州の州都コロニアの
スーパーマーケットの冷凍豚肉
価格：4.95USD/ポンド